

保 証 書

製品	配合計画書・納入書が添付されたレディミクストコンクリート。
使用者(被保証者)	納入書記載の納入先
保証構造物等	納入書記載の納入場所において、本製品を原材料として建造されたコンクリート構造物
本保証書発行人 (保証者)	相双生コンクリート協同組合および本製品を製造した組合員

1. 本保証書発行人（以下「保証者」といいます。）は、保証期間中に発見された本製品の瑕疵に起因する保証構造物等の修補費用を保証します。ただし、保証者の保証限度額は、1つの保証構造物等あたり5億円とします。
2. 保証期間は、納入書記載の納入日から起算して1年間とします。
3. 次の場合は、保証期間中に本製品の瑕疵が発見された場合であっても、保証を行いません。
 - (1) 本保証書の提示がない場合
 - (2) 納入書に製品名、製造者名、納入印の記載がない場合、または字句を書き替えられた場合
 - (3) 直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由によって生じた保証構造物等の修補費用
 - ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ② 地震、噴火、洪水、高潮または津波
 - ③ 核燃料物質もしくはそれによって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ④ 保証構造物等の自然の磨耗・消耗・摩擦・かび・腐食・ひび割れ、自然特性による変化・変色、経年変化（中性化、自然のひび割れに基づく鉄筋の発錆など）、そのほか類似の事由（本製品の瑕疵にかかわらず、不可避免的に生じたものに限ります。）
 - ⑤ 使用者による本製品の不適正な使用または不適正な管理
 - ⑥ 保証者・使用者以外の者による保証構造物等の不適正な使用
 - ⑦ 保証構造物等の修補作業の手抜きまたは技術の拙劣
 - ⑧ 保証構造物等の修補作業の遅延であって正当な理由なく生じたもの

- ⑨ 設計上または施工上の欠陥
- ⑩ 使用者による試験的な製品の発注または使用
(使用者の指示した仕様・規格・施工方法・施工環境・構造体の設計不備等)
- ⑪ 出荷時の配合データがない製品の使用
- ⑫ 荷卸時点における受入検査で不適合となった製品の使用
- ⑬ 使用者から支給された材料の瑕疵または材料に起因する製品の瑕疵
- ⑭ 引渡し後、使用者による構造・性能・仕様等の改変
- ⑮ 引渡し時に実用化されていた技術では予防することが不可能な現象

4. 次の損害は、保証を行いません。

- (1) 本製品の瑕疵に起因して生じた身体障害（障害に起因する死亡を含みます。）または本製品以外の財物（保証構造物等を除きます。）の滅失、破損もしくは汚損によって生じた損害
- (2) 保証構造物等の使用の阻害によって生じた損害。

5. 本製品の瑕疵の有無の判断は、相双生コンクリート協同組合内に設置された事故調査委員会で審議するものとします。